



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

退職所得における退職の事実を実質的に判断！

～学校法人理事長である高等学校長の退職一時金、納税者勝訴～

退職所得とは、「退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与」に係る所得をいいます(所法30①)。今回は、学校法人の理事長が高等学校等の校長を退職したことにより支払われた一時金が、退職所得に該当するか給与所得に該当するかで争われた事例をご紹介します。

(平成20年2月29日大阪地裁・全部取消し・確定・TAINSコード Z888-1319・裁判所ホームページ)

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

<事案の概要>

原告であるA学校法人には、大学、高等学校、中学校、幼稚園及び専門学校が設置されています。その理事長である甲は、昭和25年4月、高等学校の数学教諭として就職し、昭和30年3月、同校の校長に就任しました。その後、幼稚園の園長、中学校の校長にも就任しています。

平成14年3月31日、原告は、甲が高等学校及び中学校の校長を退職し、原告の設置する大学の学長に就任するに当たり、退職金4802万1353円(本件金員)を支払いました。その際、原告が、本件金員は、「退職所得」に該当するとして源泉所得税を国に納付したところ、税務署長は、「給与所得」に該当するとして、原告に対し、納税の告知及び不納付加算税の賦課決定処分を行いました。

<裁判所の判断>

裁判所では、次のとおり判断し、「退職所得」に当たるとして行政処分庁の本件各処分を取り消しました。

- 1 ある金員が、所得税法30条1項にいう「退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与」に当たるというためには、それが、①退職すなわち勤務関係の終了という事実によって初めて給付されること、②従来の継続的な勤務に対する報償ないしその間の労務の対価の一部の後払いの性質を有すること、③一時金として支払われること、との要件を備えることが必要である。また、「これらの性質を有する給与」とは、その金員が、形式的には各要件のすべてを備えていなくても、実質的に各要件の要求するところに適合し、課税上、「退職により一時に受ける給与」と同一に取り扱うことが相当であるものをいう。
- 2 本件金員が甲の高等学校での勤務期間(5年間)における勤務に対する報償ないしその間の労務の対価の一部後払いとして支払われたこと、本件金員が一時金として支払われたことは、いずれも明らかであるから、本件金員は、上記要件のうち、②、③の各要件を満たすことができる。
- 3 甲の校長からの退職、学長への就任という勤務関係の異動は、社会通念に照らし、単に法人内における担当業務の変更(単なる職務分掌の変更)といった程度のものにとどまらず、甲の勤務関係は、その性質、内容、処遇等に重大な変更があったといえる。(給与面でも、甲の学長就任時の給与月額、校長退職時に比べて約21%減少し、学長職の給与は、校長職の給与に比べて約30%減少し、一応反映されている。)
- 4 以上に加えて、高等学校がA学校法人の中心的な教育機関として位置付けられていたこと、甲が5年間も教員として勤務し、校長の職を退いたときの年齢が74歳と高齢であったこと、甲が、今後、学長を退職する際には、学長就任から退職までの期間のみを退職金算出の基礎とされることなどからも、甲の学長就任後の勤務関係を、その校長在職時の職務関係の単なる延長とみることはできない。
- 5 そうすると、本件金員については、校長を退職した前後において、甲の理事長、園長としての勤務関係が継続している等、前記①の要件を満たすとははいえないが、実質的にみて、その要件の要求するところに適合し、少なくとも、課税上、これと同一に取り扱うことが相当というべきである。

……(税法データベース編集室 依田孝子)

◇以上の裁判例について詳細(全文・A4判21頁)が必要な方は、送料実費とも1,500円(税込み)で頒布しますので下記までご一報ください。

JUSTAX 第178号(平成20年5月10日号)/編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-2 モリタビル/TEL(03)3350-6300 FAX (03)3350-4628